

誓約書および江南市インターネット公有財産売却ガイドライン

目 次

誓約書

ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

- 1 公有財産売却の参加条件
- 2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項
- 3 公有財産売却の物件の権利移転などについての注意事項
- 4 個人情報の取り扱いについて
- 5 共同入札について

第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

- 1 公有財産売却の参加申し込みについて
- 2 入札保証金について

第3 公有財産売却の手続き

- 1 公有財産売却への入札
- 2 落札者の決定
- 3 売却の決定
- 4 売払代金の残金の納付
- 5 落札者以外への入札保証金の返還

第4 売払物件の権利移転および引渡しについて

- 1 売払物件が「動産（自動車を除く）」の場合の引渡しについて
- 2 売払物件が「動産（自動車）」の場合の引渡しについて
- 3 売払物件が「不動産」の場合の権利移転および引渡しについて

第5 注意事項

- 1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応
- 2 公有財産売却の中止
- 3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者などに損害などが発生した場合
- 4 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間
- 5 リンクの制限など
- 6 システム利用における禁止事項
- 7 準拠法など
- 8 その他

江南市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます。）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「江南市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、江南市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、本ガイドラインおよび貴市における入札、契約などにかかわる諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、貴市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。また、入札参加資格の確認のため、申込者（法人の場合は役員等を含む）について、貴市が警察当局に照会することに同意します。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当しません。また、法人にあっては、役員など（法人の役員またはその支店もしくは営業所などを代表する者という）が暴力団員に該当しません。
- 3 私は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員に該当しません。
- 4 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること、または契約者が契約を履行することを妨げること。

- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴市に認められること。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と貴市に認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

5 私は、貴市の公有財産売却にかかわる「本ガイドライン」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および貴市の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

江南市インターネット公有財産売却ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号または第2項各号に該当すると認められる方

(参考：地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第372条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 日本語を完全に理解できない方

(3) 江南市が定める本ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

- (4) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (5) 江南市職員
- (6) 参加仮申込みの時点で、20歳未満の方
- (7) 日本国内に住民登録（法人の場合は法人登記）のない方

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって江南市が執行する一般競争入札（以下「入札」という。）の手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当するとみなされ、一定期間江南市の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は、入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）上の公有財産売却の物件詳細画面や江南市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

また、売払物件については現状での引き渡しのため、入札の前に江南市が実施する下見会等において事前に購入希望の物件を確認してください。なお、下見会を実施しない場合は、各自で売払物件の確認をしてください。下見会等を欠席した場合やこれを実施しない場合は、いずれも売払物件の確認をしたものとみなします。

- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、江南市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下「申込書」といいます。）」を印刷し、必要事項を記入後、住民票（参加者が法人の場合は、登記事項全部証明書（履歴または現在事項のいずれか））および、不動産の場合は、市税納税証明書、事業計画書、土地利用計画書を添付のうえ、江南市に送付してください（郵送の場合は、申込締切日消印有効）。

- ・個人の方で予定価格が30万円以下の物件（不動産を除く）に参加される場合は、添付いただく書類のうち住民票を、公的機関発行の証（運転免許証、保険証、旅券、

在留カードなどの、申込書および仮申し込みの際の参加者情報として登録した住所、氏名が確認できるもの)の写しをもって代えることができます。

- 複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になります。なお、添付書類については、1通でかまいません。
- 提出された書類などは一切返却しません。

(6) 公有財産売却においては、特定の物件の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

(7) 売払物件が自動車の場合は、再資源化預託金(通称:リサイクル料金)が別途必要です。

3 公有財産売却の物件の権利移転などについての注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に売払物件にかかる危険負担が移転します。したがって、その後に発生した物件の破損、焼失など江南市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額または返還を請求することはできません。

(2) 落札者が売払代金の残金(売払物件が自動車の場合は、再資源化預託金(通称:リサイクル料金)を併せて納付してください。以下同じです。)を納付し、江南市が納付の確認をした時点で、所有権は落札者に移転します(契約を締結していることを条件とします)。

(3) 売払物件が不動産の場合、江南市は、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に囑託します。

(4) 売払物件となる不動産は、土壌調査、アスベスト調査、地耐力調査および埋蔵物調査などは行っておりません。また、開発、建築などにあたっては、都市計画法、建築基準法および条例などの関係法令により規制がある場合がありますので、事前に関係機関に確認してください。

(5) 売払物件が自動車の場合、引渡しに際して当該自動車の一時抹消登録を行いますので、落札者において車両検査や中古新規登録などの手続きが必要となります。

また、自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号。通称:自動車NOx・PM法)及び関係条例などの法令により、使用規制がある場合がありますので、事前に関係機関に確認してください。

(6) 売払物件(不動産を除く)の移転登録手続きなどは、落札者の負担で行います。

4 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録されている住所、氏名など(参

加者が法人の場合は、法人登記事項全部証明書（履歴または現在事項のいずれか）に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを江南市に開示され、かつ江南市がこれらの情報を江南市文書取扱規程（昭和 37 年江南市訓令第 5 号）に基づき、5 年間保管すること。

※ 江南市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、売払物件に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ 江南市は収集した個人情報等を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や法人登記事項全部証明書（履歴または現在事項のいずれか）の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5 共同入札について

(1) 共同入札とは

一つの売払物件を複数の方で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

共同入札ができるのは、入札対象となる売払物件が不動産の場合に限ります。

ア 共同入札する場合は、共同入札者のなかから 1 名の代表者（以下「共同入札代表者」といいます。）を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該共同入札代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、共同入札代表者のログイン ID で行うこととなります。

イ 共同入札する場合は、共同入札者全員の住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称、代表者氏名）を連署した「共同入札申込書兼持分内訳書」を申込書提出と同時に江南市に提出してください。

ウ イの内訳書に記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、落札者となっても当該共同入札者の権利移転登記を行うことができません。

エ 共同入札の場合は、共同入札者全員が「第 1 の 1 公有財産売却の参加条件」に定める一般競争入札に参加できない要件に該当しないことが必要となります。

第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録のされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、法人登記事項全部証明書（履歴または現在事項のいずれか）に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として参加仮申し込みをしてください。仮申し込みを行った後、江南市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印（印鑑証明印）の後、入札日前90日以内に交付された居住地の市町村長が発行した住民票（法人の場合は法人登記事項全部証明書（履歴または現在事項のいずれか））および、不動産の場合は、市税納税証明書、事業計画書、土地利用計画書を添付のうえ、江南市に提出してください（郵送の場合は、申込締切日消印有効）。ただし、個人の方で予定価格が30万円以下の公有財産売却（不動産を除く）に参加される場合は、添付する住民票を、公的機関発行の証（運転免許証、保険証、旅券、在留カードなど）の写しをもって代えることができます。

- 法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。
- 共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。

2 入札保証金について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、江南市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、江南市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

- 入札保証金には利息を付しません。
- 原則として、入札開始2開庁日前までに江南市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細

画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとしてします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報 を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとしてします。

- 申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。
- VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります)
- 法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。
- 共同入札する場合は、共同入札代表者のクレジットカードによる入札保証金の納付となります。

イ 銀行振込による納付

銀行振込で入札保証金を納付する場合は、参加申込者より申込者などの必要書類が江南市に到着後、江南市から「領収済通知書」を送付しますので、江南市が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。

- 銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、江南市が納付を確認できるまで5開庁日程度要することがあります。
- 申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の落札者が納付した入札保証金は、契約締結期限までに江南市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の落札者が納付した入札保証金は、契約を締結した場合、申込書に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

江南市は、「第 1 の 1 (公有財産売却の参加条件)」に定める一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、江南市は開札を行い、売却区分ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。

なお、落札者の決定にあたっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名(法人の場合は、名称)とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 江南市から落札者への連絡

落札者には、江南市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、共同入札代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- 江南市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、江南市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。
- 当該電子メールに表示されている整理番号は、江南市に連絡する際や江南市に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売払物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は

原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

江南市は、開札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。契約の際には江南市より売買契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印（印鑑証明印）のうえ、江南市に直接持参または郵送してください。

ア 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。（決定した売却金額の中には消費税相当額を含みます。また、売却物件が自動車の場合は、再資源化預託金（通称：リサイクル料金）を別途加算します。）

イ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が「第 1 の 1（公有財産売却の参加条件）」で定める一般競争入札に参加できない要件に該当する場合は、売却の決定が取り消されます。（共同入札の場合は、共同入札者全員が条件となります。）

この場合、所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

(3) 市議会の議決に付すべき契約について

ア 予定価格 2,000 万円以上の物件の売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに限る。）に該当する場合は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定および江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 条例第 13 号）の規定により、江南市議会の議決に付すこととなります。また、売却金額が地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号に該当する場合も江南市議会の議決に付すこととなります。

イ アに該当する物件を落札した落札者は、江南市の指定する期日までに売買契約を仮契約で締結のうえ、江南市議会の議決を受けなければなりません。

ウ イにより江南市議会に提案した契約は、江南市議会の議決を受けた後、当該契約の効力が発生することとなります。

エ イにより江南市議会に提案した契約が、江南市議会の議決を得られなかった場合、当該契約は無効となります。また、落札者はこのことに伴う損害について江南市に対して損害賠償などの請求およびその他一切の異議申し立てをすることはできません。

この場合、納付済の契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）は、全額返還

します。なお、返還の方法は、落札者が指定した銀行口座への振り込みとなります。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに江南市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括（不動産で延納の特約をした場合を除く）で納付してください。売払代金の残金を納付し、江南市が納付の確認をした時点で、売払物件の所有権が落札者に移転します。

売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、契約を解除し、事前に納付された契約保証金は没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、江南市が用意する領収済通知書により江南市が指定する金融機関に納付してください（その他の納付方法はありませので、注意してください）。なお、売払代金の残金納付期限までに江南市が納付を確認できることが必要です。

5 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア クレジットカードにより入札保証金を納付した場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、クレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ 銀行振込により入札保証金を納付した場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が入札保証金返還請求書により指定した銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。なお、入札保証金の返還には、入札保証金返還請求書提出後 4 週間程度要することがあります。

第4 売払物件の権利移転および引渡しについて

江南市は売払代金の納付を確認後、落札者に以下の条件で引渡しを行います。なお、不動産を除く売払物件の引渡しは原則として開庁時間内に江南市の指定場所で直接引渡しを行います。引渡しの際に必要な費用は、落札者の負担となります。

1 売払物件が「動産（自動車を除く）」の場合の引渡しについて

(1) 引渡しおよび権利移転に伴う費用について

ア 売払物件の引渡しは売払代金納付時の現状有姿で行います。

イ 引取りに来る際は、落札者本人確認のため、以下の書面および受領書用印鑑を持参ください。落札者が法人の場合で代表者の方が来られない場合は、「ウ 代理人の方が引取に来られるとき」に準じて行ってください。

・ 本人確認書類

住民票、運転免許証、保険証、パスポートなど、住所および氏名が明記されたもの

・ 江南市より落札者へ送付された電子メールを出力したもの

ウ 代理人の方が引取りに来られるときは、「代理人の方の本人確認書類」、「江南市より落札者へ送付した電子メールを出力したもの」「委任状」および代理人の方の印鑑を持参ください。

※ 落札者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって売払物件の引渡しを受ける場合も代理人となります。

※ 落札者が依頼した配送業者などが受け取る場合は、江南市に事前に受け取る期日、配送業者名を通知してください。また、受け取りの際に、当該配送業者などに「社員証」または本人確認ができるもの（免許証など）を提示するよう伝えてください。

※ 物件の大きさ、重さ、配送先、極端に重い物件や大きな物件、壊れやすい物件などの条件によっては、配送費が高額となる場合があります。（配送費用の額については、江南市ではお答えできませんので、専門業者にご確認ください。）

※ 配送途中の事故などによって売払物件が、破損、紛失などの被害を受けても、江南市は一切の責任を負いません。（代理人による受け取りや配送業者などが受け取る場合も同様です。）

※ 配送に要する費用（梱包費等含む。）は落札者の負担となります。

(2) 注意事項

ア 売払物件の送付依頼はお受けしておりませんので、送付をご希望の場合は、落札者自身が配送業者などに依頼して対応してください。

イ 引渡しなどに要する費用は落札者の負担となり、輸送途中の事故などによって売

- 払物件が破損、紛失などの被害を受けても江南市は一切の責任を負いません。
- ウ 所有権の移転に伴う費用は落札者の負担となります。
- エ 一度引渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。
- オ 売払物件内の動産類やごみなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

2 売払物件が「動産（自動車）」の権利移転および引渡しについて

(1) 権利移転の手続きについて

落札決定後、車両に記載の「江南市」などの文字をペンキ塗装等により抹消します。
(ムラになる場合や、その他の文字が残る場合があります。)

その後、江南市において「一時抹消登録（軽自動車の場合は一時使用中止。以下同じです。）」を行います。「一時抹消登録」をしますと車検の有効期間があっても無効となりますので、再度使用する場合に自賠責保険の加入や車検を受けるとともに、一時抹消登録後の再登録手続き（「中古新規登録」など）が必要になります。

(2) 引渡しおよび権利移転に伴う費用について

ア 売払物件の引渡しは売払代金納付時の現状有姿で行います。

引渡し時に「譲渡証明書」「登録識別情報等通知書（軽自動車の場合は自動車検査証返納証明書）」および「再資源化預託金の預託証明書（通称：リサイクル券）」をお渡しします。

イ 引取りに来る際は、落札者本人確認のため、以下の書面および受領書用印鑑を持参ください。落札者が法人の場合で代表者の方が来られない場合は、「エ 代理人の方が引取に来られるとき」に準じて行ってください。

- ・本人確認書類

- 住民票、運転免許証、保険証、パスポートなど、住所および氏名が明記されたもの

- ・江南市より落札者へ送付された電子メールを出力したもの

ウ 代理人の方が引取に来られるときは、「代理人の方の本人確認書類」、「江南市より落札者へ送付した電子メールを出力したもの」「委任状」および代理人の方の印鑑を持参ください。

※ 落札者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって売払物件の引渡しを受ける場合も代理人となります。

※ 落札者が依頼した配送業者などが受け取る場合は、江南市に事前に受け取る期日、配送業者名を通知してください。受け取りの際に、当該配送業者などに「社員証」または本人確認ができるもの（免許証など）を提示するよう伝えてください。

エ 権利移転に伴う費用（自動車車検登録印紙および自動車審査証紙、自動車税環境性能割など）や自賠責保険料、車両検査料などはすべて落札者の負担となります。

(3) 注意事項

- ア 車両は一時抹消登録するため、ナンバープレートは取り外します。お引取りの際は、必要に応じて「自動車臨時運行許可番号標」を走行経路の市区長村に申請し、許可を得る必要があります。詳しくは管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所にご確認ください。
- イ 売払物件の輸送依頼はお受けしておりませんので、輸送をご希望の場合は、落札者自身が輸送業者などに依頼して対応してください。
- ウ 引渡しなどに要する費用は落札者の負担となり、輸送途中の事故などによって売払物件が破損、紛失などの被害を受けても江南市は一切の責任を負いません。
- エ 一度引渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。
- オ 自動車税環境性能割および自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。
- カ 売払物件内の動産類やごみなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

3 売払物件が「不動産」の場合の権利移転および引渡しについて

(1) 権利移転の手続きについて

- ア 落札者は売払代金の残金を納付したあと、江南市に対し下記の書類を提出してください。
 - a 登記嘱託請求書
登記を嘱託するための依頼書です。
 - b 売払代金の残金を振り込んだ領収証書の写し
 - c 登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する納付済証明書（登録免許税の金額は判明次第落札者に連絡します。）
 - d その他所有権移転登記に必要な書類
- イ 所有権移転の登記が完了するまで、アの書類などを受領してから 1 か月半程度期間を要することがあります。
- ウ 登記が完了しましたら、登記完了証（写し）、登記識別情報通知（原本）および全部事項証明書（写し）を郵送しますので、受け取り後「受領書」を返送してください。

(2) 注意事項

- ア 一度引渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。
- イ 売払物件内の動産類やごみなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。
- ウ 落札者は、落札した物件を契約締結後 10 年を経過する日まで、次にかかげるものの用に供し、またはこれらの用に供せられることを知りながら第三者に譲渡し、または貸与してはなりません。
 - a 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）

第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する事業を行う施設

b 暴力団排除措置対象者の事務所その他これに類するもの

(3) 引渡しおよび権利移転に伴う費用について

ア 売払物件の引渡しは現状有姿で行いますので、以降にかかる工事費等（建築に係る擁壁、地盤改良、汚水桝の位置変更、水道の引き込みなど）はすべて落札者の負担となります。

イ 所有権移転などの登記を行う際は、収入印紙などが必要となります。売払代金の残金を納付後、収入印紙などを江南市に直接持参するか郵送してください。

(4) 落札者は、売払物件の所有権移転登記完了前に地上権、賃借権、抵当権その他所有権以外の権利を設定し、第三者に譲渡し、または物件を設置することはできません。

(5) 共同入札者が落札者となった場合は、基本的には前各号と同様ですが、下記の部分につきましては相違しますので、ご注意ください。

- ・ 売買契約書の契約者は、共同入札者全員の連名となります。
- ・ (1) のアの a の登記嘱託請求書は、共同入札代表者が記載するものを提出することにより、共同入札者全員が江南市に対し所有権移転登記を嘱託したものとみなします。
- ・ (1) のウの登記完了証（写し）、登記識別情報通知（原本）および全部事項証明書（写し）は共同入札代表者に送付しますので、「受領書」は共同入札代表者名で作成してください。
- ・ (1) のアの c の登録免許税を納付したことを証する納付証明書を提出される場合は合計額 1 通で構いません。

第5 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売

却の手続きを中止することがあります。

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の物件の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 公有財産売却の特定の売却区分の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込により入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込により入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要することがあります。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」といいます。）に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、江南市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、江南市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、江南市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことにより起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、江南市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、江南市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、江南市は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず江南市は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

江南市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、江南市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、江南市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、江南市に無断で転載・転用することは一切できません。

6 システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7 準拠法など

(1) 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

(2) インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

ア インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

イ インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格）X0208 をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

ウ インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

8 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、江南市が掲載したものでない情報については、江南市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

江南市が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は江南市になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。